

# 議 事 録

<input type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開			部 分 非公開 理 由
			文書管理責任者
			保存期間
			30 ( ) ・ 10 ・ <input type="text" value="5"/> ・ 3 ・ 1 ・ 随
			作成日
			令和3年2月4日 (木)
部長	課長	課長補佐	係長
			係
記録者所属			
職・氏名 高齢者係 主査 大塚伸吾 ㊞			

会議等の名称	令和2年度第3回 東御市介護保険運営協議会 地域包括支援センター運営協議会	開催日時	令和3年2月4日 (木) 午後1時30分～3時10分
		場 所	総合福祉センター3階 講堂
主催者(事務局)	福祉課高齢者係、地域包括支援係	司会者	司会進行：深井福祉課長 議事進行：小林会長
出席者	【委員】小林峯雄会長、丸山順子副会長、田中博文委員、太田篤子委員、田中美恵子委員、塩崎和男委員、畑田美佐子委員、田中拓哉委員、原澤敦子委員、小川原章子委員、川上貞子委員、小野沢加代子委員、赤尾廣子委員 【事務局】中條万里子健康福祉部長、深井芳信福祉課長、小林裕次地域包括支援係長、池田恵子高齢者係長、渡邊恵美子主査（地域包括支援係）、奈良静主任（地域包括支援係）、横山弘樹主任（地域包括支援係）、丸山邦子副主幹（高齢者係）、大塚伸吾主査（高齢者係）		
欠席者	岩佐淳委員、唐澤光章委員、		

議 題	(配布資料)
協議事項	(1) 東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について 別紙会議資料のとおり ・パブリックコメントの結果について ・計画素案の変更、修正について ・任意事業の見直しについて ・介護保険料について // (2) 市への答申について // (3) 認知症初期集中支援推進事業活動報告について // (4) その他
決定事項 (要点を簡条書き)	東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）を妥当と認め、付帯意見として「1、介護保険特別会計については、適正かつ健全な運営を図ること」「2、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ること」の2点を付して市への答申とする。
次回への検討事項	なし
次回開催	未定 (場所) 未定

	(発言者名)	(発言内容)
<p>討議内容及び経過</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について</p> <p>・パブリックコメントの結果について</p> <p>・計画素案の変更、修正点について</p> <p>・任意事業の見直しについて</p>		
	事務局	パブリックコメントの結果と計画の変更、修正点について説明（資料1、資料2）
		〈パブリックコメントの結果と計画素案の変更、修正点に関する質疑・応答〉
	小林峯雄会長	資料2の新旧対照表5頁を見ると、介護保険事業のところに「介護保険サービス量の推計」という施策が追加されているが、これは資料1の番号5のご意見を受けて追加したものなのか。
	(事務局) 大塚主査	パブリックコメントを実施する段階で素案には「介護保険サービス量の推計」という節があったが、この部分を施策としては扱っていなかった。しかし、パブリックコメントで資料1の6番のご意見をいただいたことで、各論第1章から第4章までの統一事項として、各章の第1節に（素案32頁の）①の施策を、第2節に②の施策を記載していくことになったため、各論第4章に当初からあった「介護保険サービス量の推計」を施策として扱うことにした。それによって、資料2の新旧対照表5頁の表は1行増えた形になっている。
	(事務局) 深井福祉課長	この部分については、介護保険事業の中の「介護保険サービス量の推計」「介護サービスの基盤整備」という2つの施策にジェンダーとの関わりがあるということに記載し、事業を展開していきたい。
	事務局	任意事業の見直しについて説明（資料3）
		〈任意事業の見直しに関する質疑・応答〉
	田中博文委員	少子高齢者の流れを見ると家庭介護用品助成事業の利用者は増えると思われるが、資料3の利用状況の表では近年利用者が減っている。これにはどのような理由があるのか。
	(事務局) 大塚主査	過去3～5年の要介護・要支援認定者数の推移を見るとやや減少していた期間があったほか、在宅で介護を受ける人が減って施設等で介護を受ける人が増える傾向にあった。家庭介護用品助成事業は、在宅介護をする家族を対象としており、このような要因により本事業の利用者が減ったのではないかと考えている。
	田中博文委員	この先の見通しとしては、家庭介護用品助成事業の利用者は減っていくと捉えているのか。
	(事務局) 大塚主査	ここ1、2年の期間は、要介護・要支援認定者数は増加に転じてきているため、本事業の利用者数も増加に転じるのではないかと考えている。
	塩崎和男委員	資料3の「各事業の比較」という表の中に第1号保険料とあるが、「第1号」とはどういう人を指しているのか説明願いたい。
	(事務局) 大塚主査	介護保険の加入者は第1号被保険者と第2号被保険者に分類されます。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳から64歳の人を指し、第1号保険料は65歳以上の人に納めていただく保険料になります。
	塩崎和男委員	家庭介護用品助成事業が現行の任意事業から保健福祉事業に移行すると、第1号保険料が高くなるということも考えられるのか。
	(事務局) 大塚主査	例えば、この事業費として100万円が必要だとすると、現行の任意事業ではそのうちの23%に当たる23万円を第1号保険料で賄うことになるが、保健福祉事業に移行すると公費の投入がないため100万円全てを第1号保険料で賄うことになる。第1号保険料が高くなるか安くなるかという視点で見た時には、保健福祉事業への移行は上昇の要因として働くことになる。
	川上貞子委員	第1号保険料が上昇傾向と言われているが、今後は確実に保険料が上がるのではないかと。保健福祉事業に移行した場合、市からの公費の投入はあるのか。
(事務局) 大塚主査	資料3の「各事業の比較」という表の中にありますとおり、保健福祉事業になった場合はその財源は第1号保険料のみとなり、市からの公費の投入は制度上ないことになる。	

	(発言者名)	(発言内容)
討議内容及び経過	川上貞子委員	そうであれば保険料は上がることになるのか。
	(事務局) 大塚主査	今後の保険料の見通しについては、次の「介護保険料について」のところで説明させていただきたい。
・介護保険料について	(事務局)	介護保険料について説明（資料5（※））  （※）資料⑤については、市議会の議決を経て第8期介護保険料が決定する前であることなどを考慮して会議終了後に回収。ホームページ上では内容の一部を非公開とする。  ・第8期では保険料を据え置き、第7期と同様に11段階の保険料率を設定する予定。 ・第6段階から第7段階、第7段階から第8段階、第8段階から第9段階を区分する基準所得金額（境界所得）については、介護保険法施行規則で定める金額に合わせる予定。
		〈介護保険料に関する質疑・応答〉
	太田篤子委員	前々回の会議において身体教育医学研究所の岡田さんが、東御市は介護予防やトレーニングに力を入れていてその効果が出ているのではないかという発表をされていた。介護予防の効果が、1円、2円でも保険料に反映されるようになれば、皆さんの励みになる。保険料はこの先の介護保険に要する費用と高齢者人口などを予測して算定されるが、介護予防の取組が保険料を下げる方向に働くということを高齢者の皆さんに伝えていくことにも今後と取り組んでいただきたい。昔、佐久病院が人間ドックを実施した村があったが、その効果で医療保険料がかなり少なくなったという発表がされていた。これと同じように、東御市の介護予防事業の効果をアピールすることも検討いただきたい。
	(事務局) 深井福祉課長	今年度から介護予防の取組に対するインセンティブとして介護保険保険者努力支援交付金が創設されたが、私たちの介護予防の取組に対しても交付金が出ているので、これを地域に還元できるようにしたい。今取り組んでいる事業の効果は何年か経過して出てくるので、はっきりとした形で分かるものではないがしっかりと取り組んでいきたい。皆様には、引き続きご指導をお願いしたい。
(2) 市への答申について	小林峯雄会長	先ほどいくつかの意見が委員の皆さんから出されましたが、東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）を妥当と認め、これで市へ答申するというところでよいでしょうか。
		(異議なし)
	小林峯雄会長	それでは異議なしということで、事務局には答申書案の作成を進めていただきたい。なお、この計画案について、本日の意見に配慮し若干の修正を加えることは市に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。
		(異議なし)
(3) 認知症初期集中支援推進事業活動報告について	(事務局)	認知症初期集中支援推進事業活動報告について説明（資料4）
		〈認知症初期集中支援推進事業活動報告に関する質疑・応答〉
	太田篤子委員	資料4のチーム員会議の表中の「終了件数」とは何かお聞きしたい。また、この表は令和2年6月から12月まで実績だが、数年単位の状況や件数を教えていただきたい。チームをつくって対応しているということだが、資料4には「サービスにつながない」「苦慮している」という状況の記載がある。確かに認知症の初期の頃は苦勞することが多いが、それにどう対処したらよいのかということを具体的に考えて、成功例を1つでも多くしていただきたい。さらには市内の他の介護事業者とも連携を密にして、安全かつ迅速に対応できる体制を整えていただければありがたい。例えば、この初期集中支援チームが数年にわたり対応されていた方が、急に自宅での生活が難しくなって私のグループホームに入居されたことがあったが、この方の場合には初期集中支援チームの介入を拒否されていて、食事がとれない状況になってしまった。個別のケースを追うことで、そのような状況になってしまった場合の糸口が見えてくるかもしれない。

	(発言者名)	(発言内容)
討議内容及び経過	(事務局) 渡邊主査	チーム員会議の表中の「終了件数」については、（初期の段階から6カ月を目途に対応している）チームが対応を始めてから6カ月が経過した人や、介護サービスの利用につながって初期集中支援チームによる対応の必要がなくなった人の数を記載している。また、ご指摘の部分はチーム員だけで解決できる問題ではなく、地域の介護事業者や民生委員、ご近所の方などの連携がないと進まない。実際のチーム員会議では、介護事業者や民生委員の方にも参加していただき、その中で役割分担をしている。また、必要な伝達講習を受講すればチームの構成メンバーになれるので、広く声かけをさせていただくことで連携の幅を広げていきたいと考えている。
	小川原章子委員	資料4を見ると、これだけのケースに認知症初期集中支援チームが対応されているということは分かるが、チームが対応する高齢者がどのような方なのか個別の事例を報告いただけるとありがたい。
	(事務局) 渡邊主査	この事業の対象となる方は、認知症の疑いがあり、（認知症に限っては）医療・介護のサービスにつながっていない方になる。ご家族や病院から「薬の服薬管理ができなくなっている」「受診予定日に来ない」「道に迷って家に戻れなくなっている」などの相談を受けた際の最初の窓口として対応するのがチーム員会議になる。（ご本人に）認知症だから病院に行きましょうと言うことも難しいので、専門職が自宅を訪問させていただいて、ご本人と面談することで受診につながったケースもあった。東御市の場合は、認知症の対応で困っている人であれば制限なく受け付けているので、皆さんの周りでそういう方がいればご相談いただきたい。
	太田篤子委員	認知症の疑いがあっても、ご家族の方や地域の方、医療機関の方がアプローチできないケースが結構あると思うが、東御市の場合は専門の窓口があるので、できるだけ自然な形でフォローが入ることができれば市民の皆さんも私たちも安心できる。ぜひ、この取組を発展させてほしい。
(2) 市への答申について	小林峯雄会長	ここで答申書案ができたということで、市への答申の審議に戻りたいと思う。事務局には、答申書案の読み上げをお願いしたい。
	(事務局)	～答申書案を読み上げ～
	小林峯雄会長	この案のとおりでよろしいでしょうか。
		(異議なし)
	小林峯雄会長	異議なしということで、事務局には正式な答申書の準備を進めていただきたい。
	(事務局) 深井福祉課長	答申にあたり、本日は花岡市長に代わり、田丸副市長に列席いただいている。ここで、小林会長から田丸副市長へ答申書をお渡し願いたい。
◎答申		東御市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）についての答申書を
		市へ提出。
(4) その他	(事務局) 深井福祉課長	これで答申を受けましたので、決裁の後に成果品として本計画を皆さんに送付させていただきたい。また、会議冒頭に委嘱書を皆さんにお渡ししたところではあるが、4月以降は新しい計画の管理・監督をしていただくということで3カ年の任期で新たな委員を委嘱をさせていただく予定。引き続き委嘱を受けられる方については、ご指導をお願いしたい。